

# ○所在不明隊員の取扱いについて（通達）

〔昭和34年5月25日〕  
〔海幕総人第2号の140〕

改正 昭和53年8月23日 海幕人第3361号〔第1次改正〕  
昭和55年6月17日 海幕人第2455号〔第2次改正〕  
平成29年4月4日 海幕補第954号〔第3次改正〕

海上幕僚長から 各部隊の長 } あて  
各機関の長 }

## 所在不明隊員の取扱いについて（通達）

標記について、事務次官から別添のとおり通達があつたので今所在不明隊員の取扱いについては、この通達によるほか、下記により実施されたい。

### 記

- 1 艦艇乗員が行方不明となり、艦艇の行動その他特別の理由により、事務次官通達により難いと認められる場合は、次により実施することができる。
  - (1) 艦艇長は所在不明隊員の搜索、警務官への通報及び留守家族との連絡を、もよりの警備隊又は基地隊等適当と認める部隊等の長に依頼する。この場合依頼を受けた部隊等の長は、自らとつた措置を依頼先の艦艇長に通報するものとする。
  - (2) 任免権者は、当該隊員の所属又は所轄の地方隊の補充部付を命ずる。
- 2 事務次官通達第4項第2号の二中、「当該地方隊」とあるは、艦艇にあつては所属又は所轄の地方隊を、陸上部隊等にあつて

は所在地を警備区域とする地方隊を意味するものとする。

- 3 前第1項によるほか、事務次官通達により難いと認められる場合は海上幕僚長に上申するものとする。

添付書類：次発人事第45号（34.5.8）

所在不明隊員の取扱について

次発人事第45号

34.5.8

海上幕僚長 殿

防衛事務次官

所在不明隊員の取扱について

隊員が所在不明となった場合（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第56条第2号に該当する場合を除く。）の取扱いについては、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第20条によるほか、今後下記により行うことと定められた。監督する各級部隊等の長に対し本通達の趣旨を周知させ、所在不明隊員の取扱いについて遺憾のないよう指導されたい。

なお、船舶の乗組員が所在不明となった場合等本通達により難しい場合については、本通達の趣旨に沿って幕僚長が別に定めることは差し支えない。

## 記

- 1 部隊等の長は、部下隊員が所在不明となったときは、次により所在の究明につとめるものとする。
- (1) 直ちに当該隊員の捜索を行うとともに、すみやかに隊員が

所在不明となった旨を当該部隊等の所在地を担当する警務隊の長に通報してその協力を求めること。

(2) 当該隊員の所在不明が犯罪に起因すると認められるときは直ちに警務隊の長に通報し、その行う犯罪の捜査に協力すること。

2 警務隊の長は、部隊等の長から隊員が所在不明となった旨の通報を受けたときは、次により、捜査又は捜索を行うものとする。

(1) 当該隊員の所在不明につき犯罪があると思料するときは、直ちに捜査に着手するとともに、他の警務隊に手配を行い、警察その他の捜査機関に手配を依頼すること。

(2) 当該隊員の所在不明につき犯罪がないと認められる場合においても、部隊等の長の行う捜索について専門的見地から適時助言又は援助を行う等積極的に協力すること。

3 部隊等の長は、部下隊員が所在不明となったときは、直ちに当該隊員の留守家族に対してその事情及び部隊等がとった措置等を電報その他適当な方法によって速報するとともに、以後文書等により詳報する等留守家族との連絡に留意するものとし、必要に応じ警務隊の長と協議して警察に保護願を提出すること。

4 隊員が所在不明となった場合における人事上の取扱は、次によるものとする。

(1) 当該隊員の勤務時間及び休暇の取扱については、所在不明となったときから欠勤として処理すること。

(2) 当該隊員の懲戒その他の人事上の処分については、次によるものとする。

イ 当該隊員の所在が判明したときは、すみやかに調査を行い、所在不明について正当な理由がないと認められるとき

は、規律違反の行為として所定の手続により懲戒処分を行うこと。この場合において、当該隊員が過去においてこの種の規律違反行為をひんぱんに繰り返しており、規律ある団体生活に適しないと認められるときは、懲戒処分とは別箇にその職務に必要な適格性を欠く場合として自衛隊法（以下「法」という。）第42条の規定により降任又は免職の処分を行うことができること。

ロ 当該隊員が死亡していることが判明したときは、これを確認した上死亡による退職の手続をとること。

ハ 当該隊員の所在が相当期間にわたって判明しない場合においては、当該所在不明が当該隊員の意志による失踪による等その規律違反の事実が物的人的証拠により明白で争う余地がないと認められるときは、自衛隊法施行規則第85条第2項の規定により懲戒処分を行うことができること。この場合において、懲戒処分が行われた日以前に当該隊員が死亡していることが判明したときは、当該処分の取消を行うこと。

ニ 当該隊員（任期制隊員を除く。）が所在不明となった日から1月以内にその所在が判明せず、かつ、ハにより免職されない場合には、1月目に、陸上自衛隊の隊員にあつてはその任免権者の所属部隊等に、海上自衛隊の隊員にあつては当該地方隊の補充部に、航空自衛隊の隊員にあつては航空幕僚監部に、それぞれ、隊籍を移すものとする。

ホ 任期制隊員が所在不明となり、かつ、ハにより免職されない場合には、その任期満了の日に任期満了により退職をしたものとしての手続をとること。この場合において、退職の日より前に死亡していることが判明したときは、ロに

より措置すること。